

「草加市水道事業ビジョン (経営戦略)」を策定しました

草加市は、昭和34年(1959年)に給水を開始して以来、人口の急増や都市化に対応するため事業を拡張し、生活環境の向上や産業の発展を支えてきました。しかし、今後は少子高齢化や社会の変化により水の需要は低迷し、老朽化した施設が増加することから、水道事業は「拡張」の時代から「維持管理」の時代へと移行します。

将来にわたって水道サービスの提供を安定的に継続するためには、災害対策や水道施設の更新・合理化、維持管理などに取り組むとともに、経営基盤をより一層強化する必要があります。

そこで、「安全」・「^{じん}強靱」・「持続」の観点から、水道事業の将来像と具体的な施策を示した「草加市水道事業ビジョン(経営戦略)」を策定しました。

「水道が支える快適な暮らし」を目指して

計画の位置付け

「草加市水道事業ビジョン(経営戦略)」は、草加市水道事業の最も重要な計画となります。

国の「経営戦略策定ガイドライン」や、埼玉県「埼玉県水道ビジョン」及び草加市の「第四次草加市総合振興計画」と整合を図りながら、草加市水道事業の目指す「水道が支える快適な暮らし」を実現するための計画です。

経営戦略

経営戦略は、将来にわたり安定的に事業を継続するために必要な施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資計画」と、財源の見通しを試算した「財政計画」から構成されます。

投資以外の経費も含めた上で、収入と支出のバランスを調整した中長期の「収支計画」を策定し、収支の差を解消するための具体的な取組を示します。

計画期間 2019年度～2028年度

水需要の動向などについて引き続き注意を払い、社会情勢に大きな変化が見られる場合には、適切に計画の見直しを図ります。

草加市水道事業ビジョンの基本施策

「草加市水道ビジョン2009-2018」の基本理念を継承するとともに、将来にわたって水道サービスの提供を安定的に継続することが可能となるように「安全」・「強靱」・「持続」の観点から8つの基本目標と具体的な基本施策を計画しました。

安全

1 安心・安全な水の供給

◆水質管理体制の充実

浄配水場から蛇口まで安心・安全な水をお届けするために、適正な水質検査を定期的・計画的に実施します。
浄配水場にあるタンク（配水池）及び配水管路内の洗浄作業を計画的に行い、良質な水をお届けします。



強靱

2 老朽施設の長寿命化と更新・耐震化

◆浄配水場の老朽化対策・耐震化 ◆管路の耐震化

老朽化した水道施設の更新時に施設の長寿命化を図るとともに、重要な管路の耐震化を行い、災害に強い水道システムの構築を目指します。



強靱

3 自己水源の確保

◆自己水源の保全と維持管理

草加市の水道水は、埼玉県から購入した県水と自己水源（深井戸）でまかっています。深井戸は災害時に重要な非常用水源でもあることから、今後の水需要の動向をふまえて、水量のバランスについて検討します。



強靱

4 危機管理体制の確立

◆災害対応力の強化 ◆バックアップ機能の強化

他水道事業体等との協力体制の強化、応急給水拠点の拡充、浄配水場内の県水直送管の整備などに取り組みます。
危機管理マニュアルの策定やデータの多重保管等のソフト対策を行います。



持続

5 施設の適正規模の維持

◆水道施設の効果的・効率的な運用

浄配水場施設を更新・耐震化する際は、性能（能力、耐用年数等）の合理化に努めます。
管路などの情報を電子化したマッピングシステムを活用しながら適切な維持管理を行います。



持続

6 経営基盤の強化

◆お客様とのコミュニケーション ◆事業運営の効率化

お客様のニーズを把握するとともに、積極的に水道事業をPRしていきます。
事業経営の効率化と資産管理により、持続可能な水道事業の実現を目指します。



持続

7 技術力の確保

◆人材の育成・確保

内外の研修や近隣の水道事業体との情報共有、勤続年数などのバランスを考慮した人材確保により技術力の向上を目指します。
あわせて、積極的かつ効率的な活動のために職員の健康管理に気を配り、健康増進が可能な労働環境の整備に努めます。



持続

8 環境に優しい事業運営

◆環境への配慮意識の向上

施設の更新に合わせ、省エネルギー機器の採用や再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、職員一人ひとりが環境に配慮した活動を心掛けるよう努めます。



問水道総務課 経営係 ☎920-5677 ㊟925-5046

会議室の貸出しを行っています

水道庁舎3階会議室の貸出しを行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。担当までお問合せください。

貸出時間・使用料金	下記料金表参照	なお、年末年始の貸出しは行いません。
ご利用できる方	市内在住の方、もしくは市内公共的団体・公益的団体の方	
会議室数	3室（いずれも約45㎡） 2室もしくは3室同時使用可能	
申込方法	使用日の7日前までに、上下水道部の窓口にて所定の手続きを行ってください。	

（料金表）

区分	時間	金額 (1室当たり)
平日	18:30~21:00	1,800円
	9:00~11:00	1,100円
	11:00~13:00	1,100円
土・日	13:00~15:00	1,100円
	15:00~17:00	1,100円
祝日	17:00~19:00	1,400円
	19:00~21:00	1,400円



問水道総務課 管理係 ☎925-3132 ㊟925-5046

★ 水道出前講座募集中 ★

草加市上下水道部では、水道水について知っていただくために職員を派遣する「水道出前講座」を実施しています。町会の会合などにぜひご活用ください。

- 申込み要件** 市内在住・在勤・在学者で構成された10名以上のグループ ※人数についてはご相談ください。
- 講座時間帯** 午前9時から午後9時までの間の1時間程度
- 講座日程** 平日・土曜・日曜（祝日、12月28日から翌年1月4日までは除く）日程については調整をさせていただきます。
- 会場及び運営** 申込みいただいたグループで市内の会場をご用意ください。なお、当日の進行や運営はグループの方をお願いします。
- 申込み方法** 開催希望日の1か月前までに、所定の申込書を提出してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。担当までお問合せください。

問水道総務課 管理係 ☎925-3132 ㊟925-5046

最寄りの応急給水拠点を確認してください

災害が発生し水道が使用できなくなったときは、指定避難所である小中学校32か所、水道庁舎1か所及び浄配水場5か所の、合計38か所が応急給水拠点となります。いざという時のために、ご自宅に近い応急給水拠点を確認してください。

★応急給水拠点とは…
大地震などの災害で水道が使えない場合に、飲み水を市民の皆様にお配りする場所です。

草加市内の 応急給水拠点

新栄配水場



(新栄 3-1-2)

中根浄水場



(中根 2-38-24)

旭浄水場



(旭町 5-7-8)

水道庁舎



(氷川町 2118-5)

谷塚浄水場



(谷塚上町 447)

吉町浄水場



(吉町 4-10-45)

平成29年から第2配水池の建設工事を行っています。
※応急給水は可能ですが、工事のため入場の際はご注意ください。

凡例	
●	小中学校32か所
▲	水道庁舎1か所
★	浄配水場5か所

小 学 校	
学校名	住所
草加小学校	住吉1-11-64
高砂小学校	中央1-2-5
新田小学校	旭町6-12-11
谷塚小学校	谷塚仲町440
栄小学校	松原1-3-2
川柳小学校	青柳7-27-10
瀬崎小学校	瀬崎2-32-1
西町小学校	西町270
新里小学校	新里町759
花栗南小学校	花栗4-3-1
八幡小学校	八幡町65
新栄小学校	新栄4-959
清門小学校	清門3-37-1
稲荷小学校	稲荷5-11-1
氷川小学校	氷川町448
八幡北小学校	八幡町1148
長栄小学校	長栄1-762
青柳小学校	青柳3-17-1
小山小学校	小山2-8-1
両新田小学校	両新田西町55
松原小学校	松原4-2-1

中 学 校	
学校名	住所
草加中学校	氷川町2179-4
栄中学校	松原3-7-1
谷塚中学校	谷塚上町62
川柳中学校	青柳7-35-1
新栄中学校	新栄1-33
瀬崎中学校	瀬崎5-3-1
花栗中学校	花栗4-15-12
両新田中学校	両新田西町368-1
新田中学校	長栄1-767
青柳中学校	青柳8-58-10
松江中学校	松江3-14-33

安心・安全な水をお届けするために

水質検査計画（平成31年度）の策定

安全で良質な水道水をお届けするため、1年間に行う水道水の水質検査項目、検査場所、回数等を水質検査計画で定めています。計画の詳細は水道施設課の窓口・市のホームページで閲覧できます。

24時間365日浄配水場を監視

水道庁舎に24時間365日監視員が常駐し、遠隔で浄配水場に異常がないか監視することで、安定して給水できるようにしています。

閥水道施設課 浄水場係
☎924-3807 ☎929-5291

ご家庭でも水の備蓄をお願いします

災害の規模や状況により、応急給水に時間がかかる場合もありますので、ご家庭でも水の備蓄をお願いします。常日頃から、保存年限の長い市販のペットボトル水などを用意し、飲み水を確保しておいてください。

●備蓄する飲料水の目安

1人1日3ℓ×人数分×3日分 が目安です。

●水道水を備蓄する時の注意

よく洗ったペットボトルやポリ容器の中に、口元いっぱいまで水を注ぎしっかりフタを閉め、涼しい場所で保存してください。時間が経つと消毒効果が薄れてしまうため、飲み水としての使用目安は2日程度です。3日を経過した水は、トイレや洗濯などの生活用水にご使用ください。

●日頃からフタつきの容器を準備してください

応急給水時には、水を入れて持ち帰るための入れ物が必要です。日頃から口が広いペットボトルやポリタンクなどフタつき容器を準備しておいてください。



お知らせ

水道の使用を開始・中止するときは手続きをお願いします

使用開始は開始日が決まったときに、使用中止は中止日の5日前までに連絡してください。

【営業時間】 午前8時30分から午後5時まで
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

市ホームページからも申し込みできます

インターネットによる使用開始・使用中止の手続きは、市ホームページから申し込みができます。

アドレス <http://www.city.soka.saitama.jp>

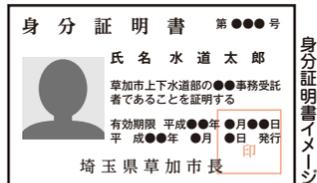
検針業務や料金徴収業務を業者に委託しています

草加市では、検針業務や料金徴収業務を業者に委託しています。

業務を行う職員は右図のユニフォームを着用し、草加市が発行した身分証明書を携帯しています。

不審な点がありましたら、身分証明書の提示を求めて確認いただくか、水道営業課にお問合せください。

着用ユニフォーム (冬服)



水道メーターの検針にご協力ください

メーターボックスの上や周りに物を置かないでください。



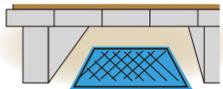
メーターボックスの近くに犬をつながないでください。



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。



増・改築などで、メーターボックスが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所に移設してください。



(工事費用はお客様のご負担となります)

上下水道料金は水道庁舎の窓口で一年中お支払いができます

【受付時間】 午前8時30分から午後9時まで

平日午前8時30分から午後5時までは水道営業課で、それ以外は水道庁舎の宿直室で受け付けます。

宿直室は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始も受け付けています。

上下水道料金のお支払いは、ぜひ口座振替をご利用ください！

◆手続き方法◆

草加市上下水道部が作成した『口座振替依頼書』に必要事項を記入のうえ、利用する金融機関または草加市上下水道部に提出してください。『口座振替依頼書』は水道営業課に電話・FAX・市ホームページで請求できます。ゆうちょ銀行（郵便局）の場合は、郵便局に備え付けの『自動払込利用申込書』をお使いいただき、直接郵便局の窓口へ提出してください。

利用可能な金融機関は、草加市に支店がある銀行・農協など、草加市上下水道部が指定する金融機関に限られます。

◆手続きに必要なもの◆

- 銀行の届出印
- 口座番号または記号番号が分かるもの（通帳など）
- 使用者番号または水道番号が分かるもの（上下水道料金領収書、使用水量等のお知らせなど）
- ゆうちょ銀行の場合の払込先情報：加入者名「草加市水道事業企業出納員」、口座番号「00100-0-960309」

◆口座振替の流れ◆

※振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日の振替になります。



第3回までに引き落としができない場合は納入通知書が届きます。

問水道営業課 営業係 ☎927-2220 FAX 927-1561

こんなときは、直通電話をおすすめします

※平日午前8時30分から午後5時までは代表電話(925-3131)の音声案内を経由せず、直接担当へ連絡できます。

●引越などによる水道の使用開始、中止について	→ 水道営業課 営業係へ ☎927-2220	●水道庁舎の会議室の貸出しや出前講座について	→ 水道総務課 管理係へ ☎925-3132
●水道料金について(支払方法、名義変更など)		●どこの担当かわからないとき(水道)	
●水道メーターの検針について		●下水道工事について	→ 下水道課 施設係へ ☎922-2387
●ご家庭などに水道を引き込むときの手続きについて	→ 水道営業課 給水係へ ☎925-3135	●下水道のマンホールから水があふれているとき	
●指定給水装置工事事業者について		●公共下水道への接続について	→ 下水道課 排水設備係へ ☎922-2314
●水道水のことについて(におい、味、色など)	→ 水道施設課 浄水場係へ ☎924-3807	●敷地内の排水設備について	
●水質検査について		●下水道受益者負担金・下水道使用料について	→ 下水道課 業務係へ ☎922-2286
●水の出がよくないとき	→ 水道施設課 維持管理係へ ☎925-3227	●どこの担当かわからないとき(下水道)	
●道路上などの水漏れについて			